

(参考①)

〇 畑作物産地形成促進事業

【令和6年度補正予算額 16,000百万円】

<対策のポイント>

主食用米の需要が減少する中で、主食用米から国産需要のある作物（麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし）へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、畑地化等に向けて、実需者との結びつきの下で、水田における**麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 〇 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 〇 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 16,000百万円

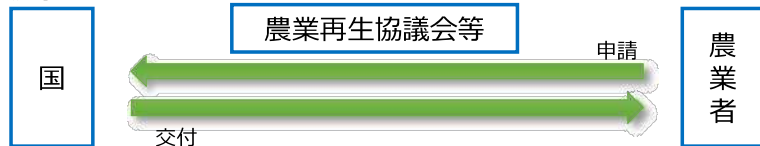
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和7年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和8年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、48百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術
(不耕起播種栽培など)



土壌診断に基づく土づくり

畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

(参考②)

畑作物産地形成促進事業の見直しのポイント

1-1 低コスト生産等の取組の見直し

(変更内容)

会計検査院の検査結果において「地域協議会の多くが基本的内容等と認識している取組内容等」とされた取組について、取組メニューから削除・条件付け。

(変更理由)

会計検査院からの「対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること」との意見表示を踏まえ、事業をより効率的かつ適切に実施するため。

1-2 麦の「赤カビ病の防除」の必須化

(変更内容)

麦については、3つ以上の低コスト生産等の取組に加え、「赤カビ病の防除」の取組を必須化。

(変更理由)

1-1の見直しに伴い、麦の取組メニューから「赤カビ病の防除」を含む「重要病害虫の防除」が削除される中、昨年度に赤カビ病が発生した麦の流通が問題となったことも踏まえ、赤カビ病の防除の取組を後退させないようにするため。

1-3 「畑作物本作化促進メニュー」要件の特例

(変更内容)

大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについては、1-1の見直しに伴い取組メニューから削除される「心土破碎」又は「額縁明渠」も引き続き「畑作物本作化促進メニュー」の対象とし、これに加えて低コスト生産等の取組を3つ以上行うことでも交付対象要件を満たすこととする。

(変更理由)

従前では、「畑作物本作化促進メニュー」として排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から1つを含め、3つ以上の低コスト生産等の取組を実施することを要件としていた中、1-1の見直しにより、大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの「排水対策」のうち、「心土破碎」及び「額縁明渠」が削除されることとなる。他方、機械装備等の関係から「心土破碎」や「額縁明渠」以外の排水対策が困難な生産者は、3つの取組が実施できたとしても事業要件をクリアできなくなるどころ、こうした者についても本事業により低コスト生産等の取組を促進するため。

2 低コスト生産等の取組の実施状況等の確認方法の具体化

(変更内容)

畑作物産地形成促進事業に係るQ&Aや経営所得安定対策等実施要綱の運用のポイント等において、低コスト生産等の取組の実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定める。

(変更理由)

会計検査院からの「対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること」との処置要求を踏まえ、事業をより適切に実施するため。

3 採択で優先される畑地化協議会の対象範囲の変更

(変更内容)

採択に当たって優先される畑地化協議会について、従前の「前年度に畑地化を行った地域農業再生協議会と当年度に畑地化を行う予定の地域農業再生協議会」に加え、「本事業の畑地化加算に取り組む予定の地域農業再生協議会」も対象とする。

(変更理由)

本事業は、畑作物の本作化に向けて、畑地化の取組を行う地域農業再生協議会を優先的に採択していることから、翌年度の畑地化を約束する「畑地化加算」に取り組む予定の地域農業再生協議会も優先の対象とするため。

4 低コスト生産等の取組面積ポイントの配点区分に係る面積の変更

(変更内容)

採択に係る低コスト生産等の取組面積に応じたポイントについては、ポイント毎の面積範囲を麦・大豆は引き上げ（最大ポイント面積：250ha以上→700ha以上）、高収益作物は引き下げ（最大ポイント面積：125ha以上→50ha以上）、子実用とうもろこしは現状維持（最大ポイント面積：50ha以上）とする。

(変更理由)

採択に係る低コスト生産等の取組面積に応じたポイントについては、対象作物間でポイントの取りやすさに大きな差が生じていることから、これまでの実績を踏まえ、対象作物間のポイントの取りやすさの差がなくなるようにするため。